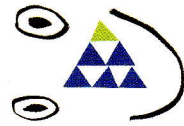




資源循環型社会を支えています。
日被連エコ・ユニフォームマークの推進が



エコ・ユニフォームマークの

判断基準になっている

「グリーン購入法」ってなんですか？

A

環境問題に積極的に対応するため、平成12年5月の国会で「国等による環境物品等の調達等に関する法律」（グリーン購入法）が全会一致で可決・成立し、平成13年4月1日から全面施行されました。同法の施行により、国及び独立行政法人等は、毎年度目標を定め、環境への負荷の少ない製品を購入します。また、都道府県及び市町村は、環境への負荷の少ない製品の購入に努力することになったのです。

イラスト/山ロー部

日被連のエコ・ユニフォームマークが認可される
グリーン購入法の制服・作業服の判断基準。



使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

1

再生ポリエステル繊維比率 **25%**以上

再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で**25%以上**使用されていること。

2

再生ポリエステル繊維比率 **10%**以上

裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で**10%以上**、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

例) ウール70%ポリ30%でも上記を満たせば適用可能。

3

再生ポリエステル繊維比率 **10%**以上

再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で**10%以上**使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

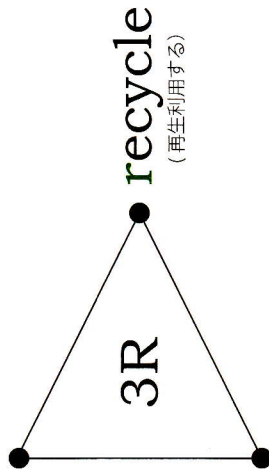
4

再生ポリエステル繊維比率 **25%**以上

使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で**25%以上**使用されていること。

日被連は繊維製品の「3R」に積極的に取り組んでいます。

reduce (減らす)



recycle
(再生利用する)

reuse
(再使用する)

日被連に加盟する企業は、他の業界に先駆け、早くから再生PET樹脂を使用した制服・作業服を生産しています。限られた地球の資源を有効活用する「資源循環型社会」の形成に貢献するため、当連合会はユニフォームの3R【リユース（再使用する）、リデュース（減らす）、リサイクル（再生利用する）】アクションプランを策定し、業界が一丸となってその推進に取り組んでいます。

グリーン購入法における判断基準の

配慮事項

- ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用もしくはリサイクルされるためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂から得られるポリエステルまたは植物を原料とする合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維または反毛繊維が使用されていること。